



去る9月26～27日、労協連は全国代表者会議を開催した。通常であれば12月に開催するところ前倒しで開催したのは、2015年4月に施行される「生活困窮者自立支援制度」に連合会の組織をあげて全面的に対応していくための方針を確認していくためである。

現在、労協連は14の自治体よりモデル事業(約260の自治体でモデル事業実施)を受託、自立相談、就労準備支援、中間的就労、学習支援等の事業を行っている。制度の本施行に向けて、「当事者主体」「市民の制度参加」「地域づくり」「仕事おこし」をテーマに掲げ、自治体行動を本格化すると共に、包摂型の職場づくり・中間的就労の認定、困窮者を生まない地域づくりをめざす取り組みを進めることを確認した。

2013年度より実施されているモデル事業は、事業委託の7割が社会福祉協議会、その他2割が民間事業者、1割が直営(都市部では人材派遣会社、地方は社協)と言われ、本事業開始時の予算確保を巡って、必須事業である自立相談事業以外の就労準備支援や学習支援などの「任意」事業を実施しない自治体が多数となる可能性も出てきている。

しかも、この制度は「『働く』ことを保障する制度にはなっていない」(宮本太郎・中央大学教授)。さらに制度の中には、「一般就労」への段階的支援として「就労訓練事業」(中間的就労)が構想されているが、

予算的裏付けのない「認定」事業となっている。中間的就労は「一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自律的に就労することができるようになることである」と明記、「中間的就労の事業形態」の中に「社会的企業型」が限定的ながら位置づけられている。

「果たして、中間的就労は一般就労を補完する社会的就労でよいのか」、「人の成長を支える企業や労働というもの薄らぎ、即戦力を求める風潮がある。半人前でもいずれいろいろな力を身につけていくことを応援し、支えていくという労働の場がどんどんなくなっているのが実態ではないか。生活保護受給者には、特にそういった労働のチャンスはなく、なんとか食いつないでいくための労働になっている」、「精神疾患や自殺者を生み出す労働のあり方自体を問い正さず、生活保護費削減の観点からの中間的就労におかしさを感じる。支援が必要な人たちも一緒に働ける場や、そういう人たちだからこそ新しい仕事を生み出していないと、根本的に問題は解決しない」…これらは、ワーカーズコープがいくつかの自治体より受託して運営している生活保護受給者の「その他世帯」(稼働層)を対象に職業訓練を基本において自立・就労支援事業を進めている就労支援リーダーたちの言葉である。

我が国では、戦後の高度経済成長を推進してきた大工業社会－大量生産・大量消費・大量廃棄の成長経済－とそれを支えてきた福祉国家の破綻により、これまでの「民生活力」に依存した労働(雇用)政策は活力を失い、一般就労できない困難や本人の精神的・肉体的な困難が、社会的困難として立ち現れている。新卒の就活においても40～50社応募が当たり前となり、採用に至らないことが常態化している。不安定就労の増大と規制緩和政策によるリストラと称した人減らしが進行し、その結果として雇用は破壊され、生活困窮・就労困難として立ち現れている。

今日、労働・就労政策の根底的な転換が求められており、その基本は「脱民間活力」依存として、地域や社会全体の構造やあり方を結び、働く者・市民自身が地域で就労創出の当事者として解決にあたる枠組みを誘導する政策が求められている。

それは、働きたくても働けない人々の「勤労権」を保障するような公的就労保障制度(最低賃金保障と職業訓練、就労保障をセットにした、公的訓練・就労事業制度)と共に、社会的企業などの社会参加型(社会的つながりを創る)の就労(協同労働の協同組合などの労働統合型社会的企業)を促進する制度である。

すでに欧州では先行的に制度化され、隣国の韓国においても、自活支援制度、社会的企業育成法、協同組合基本法などが法制化され、社会的脆弱層に対する就労支援・協同組合設立支援などが制度として整備さ

れ、その取り組みは着実に広がっている。

労協連は困窮者支援制度の実施にあたって以下の提言を行っている(労働者福祉中央協議会2014年度政策制度要求に記載)。

(1)2015年度事業として制度設計されている「生活困窮者自立支援制度」や「生活保護受給者等就労自立促進事業」など、生活保護受給者や生活困窮・就労困難な人々に対する自立・就労支援策の中で構想されている「中間的就労」等において、「社会的企業」や「協同労働の協同組合」を積極的に位置づけ、普及推進することで、地域における雇用・就労創出や社会的居場所の推進と連動させる施策を推進すること。

(2)第2のセーフティネットとして先行実施されている「求職者支援訓練」においては、上記生活困窮者支援制度との積極的な連携を進めると共に、制度の抜本的見直し(①求職を一律の目的としない、仕事おこしや分野別の縦割りを超えたカリキュラムの設計と弾力的運用、②就労に困難を抱える若者や高齢者、障害者などに受講の枠を広げるためにも雇用保険財源から一般財源への移行等)を行い、公的職業訓練の一層の充実と(公共的社会サービスを担う地域の非営利組織、協同組合、中小企業などのコミュニティ事業者が実施主体となるような)制度の弾力的運用、訓練メニューの創造的開発などを図ること。

(3)就労困難な若者や女性、高齢者、障害者を対象に、地域における就労創出による社会参加と居場所づくりを目的に、社会的訓練などの公的職業訓練と公的に就労を

保障する制度を組み合わせた「公的訓練・就労事業制度」(仮称)を新たに創設すること。この制度は、戦後の失業対策事業の評価なども踏まえ、時限的かつ地域での就労創出と産業創造に配慮した制度として設計すること。

(4)地域における就労の自発的創出を促進する「協同労働の協同組合法」を速やかに制定すること。また、社会的に排除された人々の就労を通じた社会参加を促進する担い手として、「協同労働の協同組合」や社会的企業の果たす役割を重視し、その育成・支援を充実させるとともに、コミュニティにおける就労と事業化を促進するための政策を推進すること。

生活困窮者自立支援制度は、これからの具体的な制度設計や運用次第では、形骸化し、生活保護を受給させないために活用される危険性も孕んでいる。したがって、来年度の本格稼働に向けて、自治体関係者などさまざまな関係者に理解を広げ、人と人が支え合う地域づくりを進めていく必要がある。

自立“支援”事業の根幹は「共に生き・働く」地域づくりであり、それは、社会をよりよく変えようとする人々の参加によって進められる。しかし、これら生活困窮者支援の事業には、人材派遣会社をはじめとして民間営利企業が参入し始めている。このような状況に対し、自立に困難を抱える根本的課題をおざなりにした自立支援ではなく、協同組合などの社会的事業者が公益的な役割を発揮していくことが求められている。

最後に、以下の言葉を肝に銘じたい。

「どのように優れた相談機関であっても、根本的に生活困窮者を生むメカニズムに対処しなければ『焼け石に水』であり『臭い物に蓋』となる危険性がある」、「先駆的なモデル事業の一つの役割は、持ち込まれるケースへの対応だけではなく、なぜ、相談者がそのような状況に追い込まれているのかを社会に発信すること。アドボカシーの役割が重要である」(岡部彩氏(国立社会保障・人口問題研究所)の講演「貧困化する社会とよりそいホットライン」2014年7月12日)。